

第8 火災予防

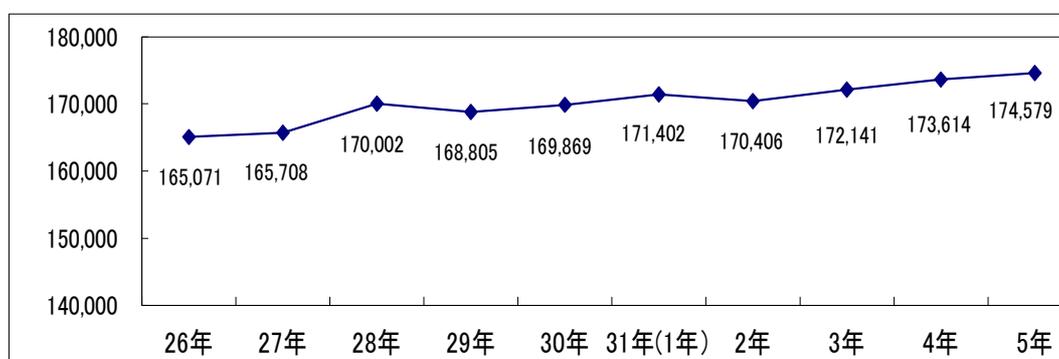
第 8 火災予防

1 防火対象物の実態

令和 5 年 3 月 31 日現在、消防用設備等の設置を必要とする防火対象物（消防法施行令別表第 1 [一] 項から第 [十六の三] 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び [十七] 項から [十九] 項までに掲げる防火対象物。）の数は 174,579 件で、前年度（173,614 件）に比べ 965 件増加している。地域別に見ると、福岡市が 59,843 件（34.2%）、北九州市が 33,180 件（19.0%）と、両政令市で県内の 53%を占めている。

用途別に見ると、共同住宅が 65,657 件（37.6%）と最も多く、次いで事務所等の 18,534 件（10.6%）、工場等の 15,140 件（8.7%）の順となっている。

最近 10 年間における防火対象物数の推移



2 防火管理

消防法では、防火対象物の用途、規模、政令で定める基準に基づき、その収容人員が 30 人以上又は 50 人以上の防火対象物の管理権原者は、当該防火対象物（面積により甲、乙の 2 種に区分される。）につき、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理上必要な業務を行わせることとされている。

令和 5 年 3 月 31 日現在において、防火管理者を選任し、防火管理体制を確立しなければならない防火対象物は、県内に 47,121 件存在し、そのうち 88.5%にあたる 41,711 件が防火管理者を選任している。

また、消防計画を作成している防火対象物は 40,587 件で全体の 86.1%である。

防 火 管 理 者 選 任 状 況 等

各年3月31日現在

区 分			令和5年	令和4年	増減
防火管理実施 義務対象物数	計		47,121	47,104	17
	甲種		40,800	40,741	59
	乙種		6,321	6,363	△42
防火管理者を 選任している 防火対象物	防火 対象 物数	計	41,711	41,686	25
		甲種	36,809	36,806	3
		乙種	4,902	4,880	22
	選 任 率	計	88.5	88.5	0
		甲種	90.2	90.3	△0.1
		乙種	77.6	76.7	0.9
消 防 計 画 を 作成している 防火対象物	防火 対象 物数	計	40,587	40,480	107
		甲種	35,821	35,756	65
		乙種	4,766	4,724	42
	作 成 率	計	86.1	85.9	0.2
		甲種	87.8	87.8	0
		乙種	75.4	74.2	1.2

3 消防用設備等の規制

防火対象物には、その用途、規模、構造等が一定以上のものに対し、消防用設備等の設置維持義務が課されている。

消防用設備等は、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設に区分されるが、個々の防火対象物の延べ面積、収容人員等の規模に応じて、設置すべき設備等が定められている。

消 防 用 設 備 等 の 設 置 状 況

令和5年3月31日現在

区 分		設 置 必要数	設 置 済 数		特 例	
			うち一部 不 適 合	令第32条 適 用	法第17条の 2の5適用等	
消 火 設 備	屋 内 消 火 栓 設 備	18,470	12,879	300	5,164	112
	スプリンクラー設備	5,762	4,847	74	884	1
	水噴霧消火設備	6,450	6,333	56	88	12
	屋外消火栓設備	1,951	1,802	63	69	5
	動力消防ポンプ	349	273	4	70	6
警 報 設 備	自動火災報知設備	80,158	65,358	1,322	14,203	196
	漏電火災警報器	4,115	4,007	52	42	0
	非常警報設備	22,562	18,869	187	3,509	0
	ガス漏れ火災警報設備	176	176	0	0	0
避 難 設 備	避 難 器 具	19,667	18,028	216	1,467	0
	誘 導 灯	62,628	55,318	770	6,717	0
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	消 防 用 水	759	725	1	31	0
	排 煙 設 備	435	378	5	57	0
	非常コンセント	4,272	4,257	9	12	3
	連結散水設備	239	122	0	99	18
	連結送水管	15,144	15,062	200	42	27

4 消防設備士

(1) 試験・免状

消防用設備等の工事及び整備には専門的な知識、経験を必要とするものが多く、また、その維持管理が適正に行われる必要があることから、消防用設備等のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、都道府県知事から消防設備士免状の交付を受けた者が工事又は整備を行うこととされている。

免状の種類は、甲種（特類から第5類までの6分類）と乙種（第1類から第7類までの7分類）に分かれ、甲種消防設備士は指定された類の消防用設備等の工事又は整備業務を、乙種消防設備士は指定された類の消防用設備等の整備業務を行うことができる。

試験は、都道府県知事又は都道府県知事から委任を受けた指定試験機関が毎年1回以上実施することとされており、本県では昭和60年度から（一財）消防試験研究センターに試験事務を委任している。

消防設備士試験の実施状況

令和4年度

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数	合格率
甲種	特類	44	36	13	36.1
	第1類	651	482	48	10.0
	第2類	156	139	25	18.0
	第3類	164	127	42	33.1
	第4類	862	629	165	26.2
	第5類	159	133	46	34.6
	小計	2,036	1,546	339	21.9
乙種	第1類	74	56	15	26.8
	第2類	14	9	5	55.6
	第3類	44	38	5	13.2
	第4類	292	221	54	24.4
	第5類	18	13	2	15.4
	第6類	958	747	293	39.2
	第7類	151	135	85	63.0
	小計	1,551	1,219	459	37.7
計		3,587	2,765	798	28.9

消防設備士免状の交付状況等

令和4年度

区 分		件 数
交 付		781
書 換	写 真 以 外	17
	写 真	476
再 交 付		29

(2) 講 習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、それに対応して技術上の基準も改正されている。消防設備士は、これらの進歩に対応した新しい知識技能を身につけるため、免状の交付を受けた日から最初の4月1日から2年以内、以後は講習を受けた日から最初の4月1日から5年以内ごとに都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならないこととされている。

消防設備士法定講習の実施状況は、次のとおりである。

消 防 設 備 士 法 定 講 習 の 実 施 状 況

令和4年度

講習の区分	回	申請者数	修了者数	内訳（講習の対象となる設備士の種類）		
				甲種第特類		
特殊消防用 設 備 等	1	47	47	甲種第特類		
				47		
消火設備	8	708	701	甲種第1類	甲種第2類	甲種第3類
				609	264	205
				乙種第1類	乙種第2類	乙種第3類
				74	33	21
警報設備	11	1,045	1,031	甲種第4類	乙種第4類	乙種第7類
				883	156	370
避難設備 ・ 消火器	8	701	692	甲種第5類	乙種第5類	乙種第6類
				192	25	683
合 計	28	2,501	2,471			

注) 内訳は、延べ数であるので、修了者数とは必ずしも一致しない。

平成9年度から講習区分が改正され、従来の第1種講習、第2種講習は「消火設備」に、第3種講習は「警報設備」に、第4種講習、第5種講習は「避難設備・消火器」にそれぞれ移行された。

(3) 免状違反処理

消防法第17条の7第2項及び同項により準用される同法第13条の2第5項には、「消防設備士がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、消防設備士免状を交付した都道府県知事は、当該消防設備士免状の返納を命ずることができる。」と規定している。

消防設備士免状の返納命令については、全国統一的な運用を図るため、「消防設備士免状の返納命令に関する運用基準」が定められ、平成4年10月1日からその運用が開始された。

本県における令和4年度の返納命令対象者はなし。

5 消防同意

建築物の新築、増築、改築、用途変更等について、特定行政庁又は建築主事が許可、認可又は確認を行おうとする場合、当該建築物が法令に適合しているかどうか、事前に消防機関の審査を受け、同意を得ることが必要とされている。

令和4年度の本県における消防同意事務処理状況は次表のとおりである。

消 防 同 意 事 務 処 理 状 況

令和4年度

区 分	同 意			不 同 意				合 計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
合 計	6,561	4,138	2,423	—	—	—	—	—	6,561
新 築	5,609	3,624	1,985	—	—	—	—	—	5,609
増 築	732	453	279	—	—	—	—	—	732
改 築	14	10	4	—	—	—	—	—	14
移 転	3	3	0	—	—	—	—	—	3
修 繕	13	7	6	—	—	—	—	—	13
模 様 替	4	2	2	—	—	—	—	—	4
用途変更	72	30	42	—	—	—	—	—	72
そ の 他	114	9	105	—	—	—	—	—	114

6 予防査察

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。

令和4年度に県内の消防機関が行った予防査察件数は30,279件であり、防火対象物数(174,579件)のうち17.3%について指導を行っている。

火災予防査察実施状況

令和4年度

区 分	査察件数	区 分	査察件数
合 計	30,279	8 図 書 館 等	41
1-イ 劇 場 等	69	9-イ 特 殊 浴 場	59
1-ロ 公 会 堂 等	817	9-ロ 一 般 浴 場	17
2-イ キャバレー等	7	10 停 車 場 等	58
2-ロ 遊 技 場 等	124	11 神 社 ・ 寺 院 等	396
2-ハ 性風俗関連特殊営業 店舗等	—	12-イ 工 場 等	2,136
2-ニ カラオケボックス等	31	12-ロ ス タ ジ オ	—
3-イ 料 理 店 等	25	13-イ 駐 車 場 等	492
3-ロ 飲 食 店	1,449	13-ロ 航 空 機 格 納 庫	1
4 百 貨 店 等	1,993	14 倉 庫	2,508
5-イ 旅 館 等	488	15 事 務 所 等	2,827
5-ロ 共 同 住 宅 等	5,223	16-イ 特 定 複 合 用 途	5,272
6-イ 病 院 等	1,031	16-ロ 非 特 定 複 合 用 途	1,809
6-ロ 社 会 福 祉 施 設 等 (主に入居を伴う)	886	16-2 地 下 街	1
6-ハ 社 会 福 祉 施 設 等 (主に通所)	1,306	16-3 準 地 下 街	—
6-ニ 幼 稚 園 等	248	17 文 化 財	80
7 学 校	842	18 ア ー ケ ード	43

7 民間防火組織

(1) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱い等についての教育を行い、また、集団活動及び社会活動を通じて防火・防災の知識を学ばせること等を目的として、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるものである。

令和5年4月1日現在の本県の組織数は、525団体52,633人である。

(2) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるものであり、火災予防等に関する知識を修得させることにより、防火意識の高揚を図り、地域や各家庭における火災の予防を推進しようとするものである。

少年消防クラブの活動内容は、避難訓練、防火ポスター作成、実地見学等多種多様にわたっており、学校や校区を中心に活発な訓練、活動が展開されている。

令和5年4月1日現在の本県の組織数は、38団体1,522人である。

(3) 女性（婦人）防火クラブ

女性（婦人）防火クラブは、日頃、家庭において火を使用する機会の最も多い主婦等が火災予防に関する知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るため、消防機関等の協力を得ながら初期消火訓練、住宅用火災警報器普及促進等の各種防火活動を実施している。

平成19年5月29日には、各地域のクラブの情報共有や相互連携を目的とした福岡県女性防火クラブ連絡協議会が設立された。

令和5年4月1日現在の本県の組織数は、82団体9,285人であり、本県の地域防火体制の一翼を担う重要な存在となっている。

第8-1表 防火対象物数

区 分	計	うち 高層建 築物	1-イ	1-ロ	2-イ	2-ロ	2-ハ	2-ニ	3-イ	3-ロ	4	5-イ	5-ロ	6-イ	6-ロ	6-ハ	6-ニ	7
			劇 場 等	公 会 堂 等	キ ャ パ レ ー 等	遊 技 場 等	営 性 風 俗 店 関 連 特 殊 等	ボ カ ッ ラ ク ス オ ス 等	料 理 店 等	飲 食 店 等	百 貨 店 等	旅 館 等	共 同 住 宅 等	病 院 等	(社 会 福 祉 所 施 設 等)	(社 会 福 祉 所 施 設 等)	幼 稚 園 等	学 校
県 計	174,579	5,070	235	3,034	20	299	1	109	86	3,918	6,393	1,142	65,657	3,812	2,521	4,313	682	5,194
北 九 州 市	33,180	1,175	41	489	9	72	0	24	15	608	1,112	124	11,964	765	410	663	147	1,129
福 岡 市	59,843	3,006	53	833	3	77	1	33	11	1,686	1,631	531	29,541	922	462	1,121	186	1,353
大 牟 田 市	4,191	34	2	44	0	10	0	5	8	106	181	13	736	169	124	137	27	187
直 方 市	2,383	9	1	20	0	4	0	1	1	44	114	4	464	54	49	82	22	91
柳 川 市	1,532	15	2	37	1	2	0	2	1	51	96	13	190	51	47	66	10	91
筑 後 市	1,295	11	3	21	1	4	0	0	3	40	81	9	218	52	28	59	5	64
行 橋 市	1,450	15	1	31	0	0	0	4	3	36	100	8	486	63	44	71	10	51
中 間 市	873	3	2	9	0	1	0	0	0	19	48	1	308	26	24	38	11	35
み や ま 市	928	-	2	16	0	1	0	1	1	18	62	6	156	26	41	47	3	66
糸 島 市	1,764	40	0	44	0	4	0	0	3	79	117	27	524	81	45	78	8	63
苅 田 町	1,777	21	0	42	0	2	0	0	0	23	64	8	510	23	17	34	4	58
八 女 地 区	3,364	6	0	132	2	3	0	3	12	55	174	24	554	68	79	93	5	106
筑 紫 野 太 宰 府	5,188	82	1	121	0	11	0	4	0	109	227	23	23,98	110	71	120	32	208
飯 塚 地 区	3,359	36	15	84	0	10	0	4	0	44	151	25	608	97	132	217	20	173
春 日 大 野 城 那 珂 川	8,871	106	7	117	0	15	0	6	0	141	358	12	44,05	168	74	158	22	147
田 川 地 区	2,936	2	68	122	0	8	0	1	2	69	179	22	529	107	163	232	6	135
久 留 米 広 域	17,287	329	18	193	2	28	0	13	14	352	657	78	52,84	463	308	425	62	594
京 築 広 域	2,253	2	2	107	1	7	0	0	3	43	108	24	312	40	63	110	13	126
直 方 鞍 手 広 域	1,855	1	6	53	0	7	0	2	4	30	98	51	328	81	89	74	17	35
甘 木 朝 倉 広 域	3,748	9	1	126	1	6	0	0	0	75	193	42	619	74	43	76	10	105
粕 屋 南 部	6,575	61	6	150	0	11	0	4	3	92	216	19	22,86	119	50	145	17	90
宗 像 地 区	4,023	64	2	137	0	6	0	1	0	86	178	44	13,34	111	66	119	17	131
粕 屋 北 部	3,512	29	0	73	0	4	0	1	0	62	137	9	11,72	69	33	53	21	70
遠 賀 中 間 広 域	2,392	14	2	33	0	6	0	0	2	50	111	25	731	73	59	95	7	86

令和5年3月31日現在

8	9-イ	9-ロ	10	11	12-イ	12-ロ	13-イ	13-ロ	14	15	16-イ	16-ロ	16-2	16-3	17	18	19	区 分
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	防特定複合用途	防非特定複合用途	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	
179	103	79	131	2,478	15,140	1	2,419	21	13,682	18,534	14,582	9,568	3	-	176	67	-	県 計
29	28	21	32	499	3060	0	558	6	2652	3601	3071	1984	0	0	29	38	0	北 九 州 市
16	55	11	52	473	1638	1	909	4	2717	4952	6232	4298	3	0	31	7	0	福 岡 市
6	0	11	4	91	748	0	79	0	543	559	258	129	0	0	5	9	0	大 牟 田 市
3	0	0	1	68	453	0	45	0	203	343	200	108	0	0	4	4	0	直 方 市
7	0	0	1	57	267	0	15	0	201	154	108	60	0	0	2	0	0	柳 川 市
1	0	2	2	19	310	0	1	0	183	136	31	20	0	0	2	0	0	筑 後 市
3	2	0	0	23	133	0	6	1	73	157	116	25	0	0	2	1	0	行 橋 市
1	0	0	1	10	110	0	5	0	45	85	61	33	0	0	0	0	0	中 間 市
3	0	0	1	62	135	0	8	0	87	140	31	15	0	0	0	0	0	み や ま 市
6	3	2	4	69	127	0	13	0	99	170	138	57	0	0	3	0	0	糸 島 市
2	0	0	0	18	262	0	20	1	294	266	69	60	0	0	0	0	0	苅 田 町
8	0	1	0	39	729	0	52	0	513	399	199	104	0	0	10	0	0	八 女 地 区
9	0	7	4	87	303	0	34	0	255	463	366	220	0	0	5	0	0	筑 紫 野 太 宰 府
9	1	2	1	44	464	0	41	0	373	394	334	109	0	0	5	2	0	飯 塚 地 区
3	3	4	4	48	516	0	74	0	476	1068	540	504	0	0	1	0	0	春日大野城那珂川
12	2	3	3	78	403	0	11	0	151	333	237	53	0	0	5	2	0	田 川 地 区
22	6	6	4	307	1908	0	202	0	1847	2127	1316	998	0	0	50	3	0	久 留 米 広 域
6	0	3	3	75	501	0	20	5	222	348	88	17	0	0	6	0	0	京 築 広 域
4	0	0	0	18	438	0	27	0	206	208	71	8	0	0	0	0	0	直 方 鞍 手 広 域
14	0	4	0	105	655	0	69	0	564	651	174	130	0	0	11	0	0	甘 木 朝 倉 広 域
4	0	1	3	96	889	0	100	0	1081	708	260	224	0	0	1	0	0	粕 屋 南 部
6	1	0	5	117	256	0	34	1	232	530	372	234	0	0	3	0	0	宗 像 地 区
1	2	0	4	34	486	0	73	0	515	395	180	117	0	0	1	0	0	粕 屋 北 部
4	0	1	2	41	349	0	23	3	150	347	130	61	0	0	0	1	0	遠 賀 中 間 広 域

第8-2表 防火管理者選任状況

令和5年3月31日現在

区 分	防火管理実施義務対象物数			防火管理者を選任している防火対象物						消防計画を作成している防火対象物					
	計	甲種	乙種	防火対象物数			選 任 率			防火対象物数			作 成 率		
				計	甲種	乙種	計	甲種	乙種	計	甲種	乙種	計	甲種	乙種
県 計	47,121	40,800	6,321	41,711	36,809	4,902	88.5	90.2	77.6	40,587	35,821	4,766	86.1	87.8	75.4
(1) イ 劇 場 等	106	102	4	104	100	4	98	98	100	103	99	4	97	97	100
ロ 公 会 堂 等	2,576	1,516	1,060	2,196	1,371	825	85	90	78	2,164	1,351	813	84	89	77
(2) イ キャバレー等	20	13	7	17	12	5	85	92	71	17	12	5	85	92	71
ロ 遊 技 場 等	227	222	5	221	218	3	97	98	60	219	216	3	96	97	60
ハ 性風俗関連特殊 特殊営業店舗等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックス等	99	88	11	96	85	11	97	97	100	95	84	11	96	95	100
(3) イ 料 理 店 等	82	58	24	69	56	13	84	97	54	66	54	12	80	93	50
ロ 飲 食 店	2,956	1,236	1,720	2,405	1,072	1,333	81	87	78	2,357	1,047	1,310	80	85	76
(4) 百 貨 店 等	4,255	2,955	1,300	3,706	2,762	944	87	93	73	3,620	2,716	904	85	92	70
(5) イ 旅 館 等	718	686	32	698	669	29	97	98	91	690	662	28	96	97	88
ロ 共 同 住 宅 等	11,768	11,697	71	9,941	9,885	56	84	85	79	9,501	9,450	51	81	81	72
(6) イ 病 院 等	1,157	1,111	46	1,096	1,064	32	95	96	70	1,089	1,057	32	94	95	70
ロ 社会福祉施設等(入居)	2,014	2,014	-	1,950	1,950	-	97	97	-	1,940	1,940	-	96	96	-
ハ 社会福祉施設等(通所)	2,151	1,874	277	2,069	1,810	259	96	97	94	2,061	1,803	258	96	96	93
ニ 幼 稚 園 等	389	383	6	377	371	6	97	97	100	372	368	4	96	96	67
(7) 学 校	1,426	1,408	18	1,373	1,363	10	96	97	56	1,359	1,349	10	95	96	56
(8) 図 書 館 等	110	94	16	105	90	15	95	96	94	103	90	13	94	96	81
(9) イ 特 殊 浴 場	89	69	20	88	68	20	99	99	100	87	67	20	98	97	100
ロ 一 般 浴 場	25	20	5	24	20	4	96	100	80	24	20	4	96	100	80
(10) 停 車 場 等	35	35	-	35	35	-	100	100	-	35	35	-	100	100	-
(11) 神 社 ・ 寺 院 等	1,117	906	211	949	793	156	85	88	74	927	777	150	83	86	71
(12) イ 工 場 等	982	969	13	918	908	10	93	94	77	897	887	10	91	92	77
ロ ス タ ジ オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(13) イ 駐 車 場 等	16	12	4	14	10	4	88	83	100	14	10	4	88	83	100
ロ 航空機格納庫等	3	3	-	2	2	-	67	67	-	2	2	-	67	67	-
(14) 倉 庫	372	364	8	337	330	7	91	91	88	327	320	7	88	88	88
(15) 事 務 所 等	3,686	3,117	569	3,380	2,918	462	92	94	81	3,327	2,871	456	90	92	80
(16) イ 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	8,629	7,821	808	7,646	7,026	620	89	90	77	7,398	6,809	589	86	87	73
ロ 非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	2,068	1,993	75	1,851	1,788	63	90	90	84	1,752	1,694	58	85	85	77
(16-2) 地 下 街	3	3	-	3	3	-	100	100	-	3	3	-	100	100	-
(17) 文 化 財	42	31	11	41	30	11	98	97	100	38	28	10	90	90	91

第8-3表 消防設備士免状交付数の推移

区分	総計	種類合計		特類 甲種	第1類			第2類			第3類			第4類			第5類			第6類	第7類
		甲種	乙種		小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	小計	甲種	乙種	乙種	乙種
合計	55,122	29,163	25,959	167	10,811	8,614	2,197	3,918	3,089	829	2,488	2,019	469	16,751	13,418	3,333	2,537	1,856	681	11,268	7,182
昭和52年度以前累計	16,514	9,844	6,670	-	3,327	2,926	401	1,197	987	210	582	492	90	5,527	5,080	447	540	359	181	1,975	3,366
53年度	1,622	890	732		424	321	103	175	123	52	131	108	23	347	266	81	100	72	28	251	194
54年度	1,467	833	634		363	281	82	191	151	40	65	37	28	374	307	67	87	57	30	248	139
55年度	1,775	1,023	752		499	380	119	120	92	28	80	72	8	503	417	86	85	62	23	343	145
56年度	1,434	881	553		251	179	72	42	25	17	61	43	18	661	629	32	17	5	12	306	96
57年度	1,137	508	629		240	138	102	98	73	25	43	26	17	345	233	112	53	38	15	251	107
58年度	877	544	333		169	108	61	92	80	12	48	38	10	342	270	72	58	48	10	80	88
59年度	1,003	517	486		150	91	59	63	51	12	55	49	6	366	277	89	61	49	12	186	122
60年度	725	305	420		144	104	40	59	45	14	21	14	7	170	129	41	19	13	6	196	116
61年度	651	295	356		167	103	64	40	29	11	35	29	6	165	119	46	21	15	6	148	75
62年度	680	301	379		146	105	41	43	27	16	36	31	5	134	100	34	46	38	8	211	64
63年度	576	240	336		154	82	72	48	25	23	26	13	13	132	107	25	26	13	13	135	55
平成元年度	621	286	335		147	101	46	46	28	18	42	31	11	174	108	66	27	18	9	97	88
2年度	545	274	271		134	97	37	40	30	10	26	13	13	165	103	62	34	31	3	90	56
3年度	591	280	311		147	109	38	58	39	19	49	29	20	131	86	45	26	17	9	120	60
4年度	630	322	308		121	100	21	60	42	18	34	23	11	187	140	47	25	17	8	154	49
5年度	649	367	282		229	192	37	55	44	11	32	26	6	123	87	36	21	18	3	141	48
6年度	949	571	378		208	161	47	98	86	12	55	41	14	290	234	56	57	49	8	136	105
7年度	849	410	439		231	200	31	74	53	21	28	27	1	165	109	56	45	21	24	226	80
8年度	786	471	315		211	168	43	49	37	12	35	25	10	244	204	40	41	37	4	162	44
9年度	804	476	328		212	180	32	66	59	7	63	55	8	197	167	30	23	15	8	191	52
10年度	825	431	394		139	110	29	87	75	12	45	41	4	230	172	58	52	33	19	197	75
11年度	736	398	338		147	115	32	61	50	11	54	47	7	212	157	55	35	29	6	183	44
12年度	471	203	268		76	60	16	35	21	14	28	21	7	106	62	44	45	39	6	139	42
13年度	666	303	363		136	109	27	32	20	12	30	25	5	162	125	37	38	24	14	194	74
14年度	644	241	403		105	83	22	41	25	16	21	15	6	145	101	44	33	17	16	235	64
15年度	618	315	303		136	120	16	32	24	8	21	17	4	168	128	40	34	26	8	149	78
16年度	490	228	262		86	70	16	33	28	5	27	18	9	112	84	28	35	28	7	144	53
17年度	540	284	276	9	98	74	24	46	33	13	24	22	2	136	103	33	27	23	4	137	63
18年度	603	273	330	2	105	87	18	44	32	12	20	16	4	175	118	57	24	18	6	193	40
19年度	687	314	373	13	104	85	19	54	46	8	19	18	1	162	120	42	41	32	9	210	84
20年度	633	266	367	3	108	79	29	46	37	9	28	21	7	133	90	43	48	36	12	187	80
21年度	702	370	332	3	117	101	16	51	42	9	41	33	8	198	155	43	43	36	7	188	61
22年度	1,108	567	541	15	164	144	20	74	60	14	48	43	5	405	266	139	49	39	10	245	108
23年度	1,100	499	601	24	123	96	27	72	57	15	58	50	8	370	225	145	61	47	14	273	119
24年度	994	394	600	5	130	88	42	51	36	15	31	22	9	286	200	86	58	43	15	310	123
25年度	1,071	475	596	12	162	114	48	51	44	7	47	39	8	341	229	112	48	37	11	298	112
26年度	1,057	475	582	11	121	88	33	46	40	6	53	49	4	365	245	120	54	42	12	285	122
27年度	972	399	573	4	130	82	48	47	34	13	43	33	10	318	207	111	54	39	15	280	96
28年度	1,035	534	501	9	175	136	39	60	52	8	46	41	5	325	254	71	59	42	17	235	126
29年度	1,030	520	510	5	202	163	39	48	39	9	39	33	6	326	231	95	64	49	15	250	96
30年度	945	487	458	16	131	110	21	61	54	7	60	51	9	295	207	88	55	49	6	241	86
令和元年度	919	439	480	10	118	90	28	48	42	6	45	39	6	314	220	94	49	38	11	251	84
令和2年度	348	167	181	4	57	49	8	9	8	1	21	20	1	106	75	31	17	11	6	98	36
令和3年度	1,262	618	644	8	206	188	18	46	40	6	45	41	4	397	301	96	53	40	13	421	86
令和4年度	781	345	436	14	61	47	14	29	24	5	47	42	5	222	171	51	49	47	2	278	81

第8-4表 民間防火組織の状況

令和5年4月1日現在

区 分	合 計		幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性(婦人)防火クラブ	
	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員	クラブ数	クラブ部員
県 計	645	63,440	525	52,633	38	1,522	82	9,285
北 九 州 市	71	12,746	60	8,050	7	483	4	4,213
福 岡 市	11	9,415	1	9,000	7	222	3	193
大 牟 田 市	30	730	23	622	-	-	7	108
直 方 市	22	1,154	22	1,154	-	-	-	-
柳 川 市	24	2,341	23	1,324	-	-	1	1,017
筑 後 市	17	413	16	363	-	-	1	50
行 橋 市	-	-	-	-	-	-	-	-
中 間 市	11	2,152	10	952	-	-	1	1,200
み や ま 市	16	702	15	633	1	69	-	-
糸 島 市	8	130	1	40	1	35	6	55
苅 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-
八 女 地 区	30	2,260	19	1,928	7	216	4	116
筑紫野太宰府	4	258	1	125	2	105	1	28
飯 塚 地 区	55	5,265	53	5,125	-	-	2	140
春日大野城那珂川	2	68	-	-	1	18	1	50
田 川 地 区	57	4,327	56	4,214	-	-	1	113
久 留 米 広 域	159	11,131	122	9,676	3	257	34	1,198
京 築 広 域	1	32	-	-	-	-	1	32
直方鞍手広域	1	50	-	-	-	-	1	50
甘木朝倉広域	47	2,898	34	2,713	6	62	7	123
粕 屋 南 部	31	1,077	30	1,067	1	10	-	-
宗 像 地 区	24	3,703	20	3,388	1	33	3	282
粕 屋 北 部	21	2,301	19	2,259	1	12	1	30
遠賀中間広域	3	287	-	-	-	-	3	287

